

新型コロナウイルス感染症 第45回 危機管理対策本部 会議次第

令和3年9月10日

1 開 会

2 議 題

- (1) 9月10日以降における緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務・職員体制の考え方について 他
 - ・「基本的な考え方」及び「貸し出し施設の取扱い」については、8月18日開催の新型コロナウイルス感染症第43回危機管理対策本部で決定した現行の方針を、9月30日まで継続する取り扱いとするが、「現状の捉え方」については、緊急事態宣言が再々延長となった経緯を踏まえ、修正を加える。
 - ・7月9日開催の新型コロナウイルス感染症第41回危機管理対策本部で、地域振興部から報告のあった「緊急事態宣言発出に伴う区民施設等の対応について」は、8月18日開催の新型コロナウイルス感染症第43回危機管理対策本部で、期限を「9月12日まで」としていたところであるが、今回「9月30日まで」に変更する。

3 閉 会

9月10日以降における緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務・職員体制の考え方について

1 現状の捉え方

国では、9月9日に東京都を対象区域とする緊急事態宣言について、3度目となる延長の決定を行った。

9月に入り、東京都内の新規感染者数については、増加に歯止めがかかりつつあるものの、日々1,000～3,000人といった多くの数が発表されている。また、重症者数、入院患者数については、減少はみられず、医療提供体制については、依然としてたいへん厳しい状況が続いている。

東京都では、従来の新型コロナウイルスよりも感染力の強い変異株の影響を抑えるため、これまで同様、飲食店への営業自粛要請を強化するほか、国が示した対処方針に基づき、イベント開催時の人数制限を強化している。

また、国や東京都では感染拡大防止策としてテレワークの活用や休暇取得を推進・推奨している。

2 基本的な考え方

区としては、会食などの感染リスクの高い行動や三密（密閉・密集・密接）の回避は当然のこと、不要不急の人との接触の低減に努めながらも、社会機能を維持するために必要な業務については感染防止策を徹底しながら継続することが必要である。

東京都の措置を踏まえた業務等の継続及び縮小・延期・中止の基本方針については、以下のとおり、危機管理対策本部で示すこととするが、詳細な内容等について各部において、精査し決定する。

なお、縮小・延期・休止を行った業務等については、緊急事態宣言解除後、国・東京都の方針を踏まえ、徐々に緩和を進めていくこととする。

<職員の出勤について>

- ・出勤時等において密集を避けるため、職員の時差出勤を継続して行う。
- ・職場内における感染拡大防止の観点から、令和2年9月15日危機対策本部決定「区職員の新型コロナウイルスへの感染が判明した場合等の当面の対応について（令和3年6月18日修正）」の取り扱いを継続する。
- ・職員の出勤を抑制することで、対応窓口の減少を招き、待合場所でお客様の密集状況を引き起こす等業務に支障をきたすことのないよう配慮する。

<併せて行う対応方針>

- ・区民に対しては、不急な要件等での来庁の自粛を要請するとともに、区側においては、申請・届出期限等の延伸、郵送・オンライン形式による受付等を推進する。

- ・会議、打ち合わせにおいては、書面開催やオンライン形式を心がける。

＜東京都の措置を踏まえた業務等の継続及び縮小・延期・休止の基本方針＞

- ・会館（北とぴあ・赤羽会館・滝野川会館）及び各区民センターなどのホール・会議室及び屋内・屋外体育施設等については、夜8時までの開所とし、新規の利用申請の受付を行わない。ただし、各会館のホール及び講堂を使用して行うイベントについては、夜9時までの利用を可とする。
- ・高齢者施設、障害者施設、健康支援センターにおいては、感染防止策を徹底しながら運営を継続する。
- ・学校、幼稚園、保育園、児童館、学童クラブ、放課後子ども教室については、感染防止策を徹底しながら運営を行う。
- ・図書館、博物館等においては、三密と来場者同士の会話の回避等を含む感染拡大防止策を徹底しながら運営を行う。
- ・不特定多数の参加者のある式典・催し物・講座については、まずはオンライン形式による開催を検討する。オンライン形式による開催が困難な場合は、参加者の徹底したソーシャルディスタンスの確保や大きな声を出さないよう運営を行うこととする。これら、条件が満たせない場合は、延期・中止とする。

＜基本的な感染予防策の徹底＞

- ・区職員は、一人ひとりが感染拡大を抑制させる意識を強く持ち、区民の行動の規範となるよう、手洗いの励行や咳エチケット等の適切な行動をはじめ、令和2年10月23日危機対策本部決定「東京都北区 庁内共通新型コロナウイルス及びインフルエンザ感染拡大防止対策（令和2年11月27日修正）」の取り組みを改めて確認し、徹底する

3 区貸し出し施設の取扱いについて

（1）利用者に関すること

- ・施設内では、原則、マスクを着用する。
- ・こまめな手洗い、アルコール等による手指の消毒を行う。
- ・体調がすぐれない（例：37.5度以上の発熱がある場合（または平熱比1度超過）、咳・のどの痛みなどの症状がある）方については、施設利用を禁止する。
- ・他の利用者や施設管理者等との距離に配慮する。
- ・利用施設内の換気を適宜行う。
- ・施設利用にあたっては、三つの密（密閉・密集・密接）の回避に努めることとし、必要に応じて来館者の制限などを検討する。
- ・主催者は、各種業界団体の定めるガイドラインを参考に対策を講じ、感染症拡大防止に努める。
- ・その他、各施設の定める利用上の注意事項等を遵守するとともに、施設管理

者の指示に従う。

(2) 区貸出施設における個別の活動内容等に係る配慮事項等

- ホール、会議室等において、利用可能人数は収容定員数の半数とする。
- 北とぴあ、赤羽会館、滝野川会館のホール及び講堂のステージ上での歌唱や演劇、口を使って奏でる楽器の演奏及びこれに類する活動を伴う利用については、業界団体が定めるガイドラインを遵守するほか、適切な予防策を講じることを条件に可とする。
- 上記以外でのカラオケ設備の使用は不可とする。
- カラオケ以外のコーラス等の大きな声を出すことが想定される活動や口を使って奏でる笛等の楽器演奏及びこれに類する活動を伴う利用に当たっては、マスクの着用し、他者との間隔を2m以上確保するとともに、原則として利用者自身がアルコール消毒液を用意したうえで手指消毒を頻繁に行い、窓の開放等による換気の徹底に特に留意するほか、業界団体の定めるガイドラインに基づく対策を条件に可とする。
- 参加者の水分補給は可とするが、食事（軽食・菓子等を含む）は不可とする。
- 囲碁、将棋、麻雀等について、競技者はマスクを着用すること、対局中の会話を控えること、座席の間隔を1m程度確保すること、頻繁な手洗い・手指消毒を行う等の感染拡大防止策を講じたうえでの利用を可とする。
- 活動内容の制限については、東京都の方針や近隣区の取扱い等を踏まえ、引き続き適宜見直しを検討する。
- 今回の緊急事態宣言の発出に伴う貸出中止等によるキャンセル料については、時間帯を問わず全額を還付する。